

低炭素建築物新築等計画の申請に係る実施要領

(趣旨)

第1 この取扱要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定事務に関し必要な事項を定め、認定事務処理の円滑な運用を図るものとする。

(認定申請)

第2 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定申請書を提出するものは、次の各号のとおり申請すること。

- (1) 認定申請書は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定める様式第五による。
- (2) 添付図書は、規則第41条第1項の規定による図書とする。なお、市長が必要と認める図書は第3の規定による。
- (3) 認定申請書及び添付図書の提出部数は、別表に定める部数とする。

(必要と認める図書等)

第3 規則第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に定める図書とする。

- (1) 認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画がエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）（以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物調査機関等」という。）により法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合にあっては、登録建築物調査機関等が交付する法第54条第1項に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）。
- (2) 認定の申請に係る建築物の用途が住宅であって、平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号（以下「告示119号」という。）I第2.1-3に規定する基準の審査について、告示119号I第2.1-2(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合は、(1)に掲げる適合証を添えた場合を除き、その基準に適合する旨の認定書等の写し。
- (3) 認定の申請に係る建築物の用途が住宅であって、告示119号II第1.6に規定する基準の審査について、品確法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）が行う品確法第33条第1項の規定による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅若しくは登録住宅性能評価機関が行う品確法第5条第1項の規定による住宅性能評価を受けた住宅の場合は、(1)に掲げる適合証を添えた場合を除き、登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の

写し又は登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書の写し。

- (4) 認定の申請に係る建築物の用途が住宅であって、告示119号Ⅱ第1.6に規定する基準の審査について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は当該認証書の写し。
- (5) 認定の申請に係る建築物の用途が住宅であって、告示119号Ⅱ第1.6に規定する基準の審査について、特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法について、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関より品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定を受けている場合は、当該材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法についての特別評価方法認定書の写し。
- (6) 代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類。
- (7) 法第3条第2項第4号の規定に基づく平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号第4.(2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域の申請の場合にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等の写し。
- (8) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合にあっては、当該確認済証の写し。
- (9) その他市長が必要と認める図書

- 2 法第54条第2項の規定により認定申請者が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築基準関係規定の審査の申出をする場合は、規則第41条第1項の規定に基づく図書に加えて、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づく確認申請書（以下「確認申請書」という。）正本及び副本にそれぞれに必要な図書を添付するものとする。ただし、建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（任意判定）が必要と認められる場合は、第6条の3第7項又は第18条第10項に規定する適合判定通知書の写しを添付すること。

なお、建築基準法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意が必要な場合は、当該審査に必要な書類を1部加える。

（不要と認める図書）

- 第4 規則第41条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次の各号に定める図書とする。

- (1) 第3(2)の規定により認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書。
- (2) 第3(3)(4)(5)の規定により住宅型式性能認定書、住宅性能評価書、型

式住宅部分等製造者認証書又は特別評価方法認定書（以下「認定書等」という。）の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、認定書等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書又は基準に適合することの確認に必要な図書。

（変更認定申請）

第5 法第55条第1項の規定による変更認定申請書が提出されたときは、第2から第4の規定を準用するものとする。なお、認定計画実施者は、認定通知者または変更認定通知書の記載されている事項に変更が生じた場合は、法第55条による変更認定申請をするものとする。

2 第9第2項に定める認定低炭素建築物等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書を提出後に、法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更の届出をするときは、次の各号による書類を正本及び副本を各一部提出するものとする。

- （1）軽微な変更届（別記第1号様式）
- （2）変更内容がわかる図書

（取下げ）

第6 申請者は、市長が計画の認定又は計画の変更の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第2号様式）を市長に届け出ることとする。

（名義変更）

第7 法第54条第1項の認定を受けた計画において、計画に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の工事が完了する前に、認定建築主の名義に変更があったときは、変更前の認定建築主と変更後の認定建築主が連署して名義変更届（別記第3号様式）に認定通知書及び法第53条第2項第3号に規定する資金計画を記載した書面を添えて、市長に届け出ることとする。

（取りやめ）

第8 認定建築主は認定を受けた建築物の建築等の工事を取りやめたときは、取りやめ届（別記第4号様式）に認定通知書及び認定申請書の副本を添えて市長に届け出るものとする。

（報告書の提出）

第9 法第56条の規定により、市長の求めに応じて認定建築主が提出する書類は、認定建築物の工事が完了した場合は第2項、その他市長に報告を求められた場合は第3項で掲げる書類とする。なお、各項の報告書は正本及び副本を各一部提出する。

2 認定建築物の工事が完了した際に提出する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記第5号様式）。
 - (2) 建築基準法第7条第5項及び法第7条の2の規定による検査済証の写し。なお、建築確認が不要な場合は、2面以上の外観写真とする。
 - (3) 告示第119号Ⅱ．第1で定める基準に関する工事写真。
 - (4) 規則第44条で定める軽微な変更があったときは、当該変更内容が分かる図書。
- 3 その他市長に報告を求められた場合に提出する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 低炭素建築物の新築等の状況についての報告書（別記第6号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

附則

（施行期日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和3年1月15日から施行する。

別表

認定申請書及び添付図書の種類		提出部数
認定申請書	第1面	正本1部・副本1部
	第2面	
	第3面	
	第4面（一戸建て住宅の場合は不要）	
	第5面	
委任状	委任状（本人申請の場合は不要）	
説明書	設計内容説明書	
図 書 （全ての建築物）	付近見取図	正本1部・副本1部
	配置図	
	仕様書	
	仕上げ表	
	各階平面図	
	床面積求積図	
	用途別床面積表	
	立面図	
	断面図（矩計図）	
	各部詳細図	

	各種計算書（建築物のエネルギーの使用の効率性等に係わる計算書）	
	適合証（登録住宅性能評価機関発行）	
	確認済証の写し（新築の場合）	
図 書 （住宅以外の用途に供する建築物又は建築物の部分）	空調設備機器表	正本 1 部・副本 1 部
	空調設備平面図	
	換気設備機器表	
	換気設備平面図	
	換気設備系統図	
	給湯設備機器表	
	給湯設備平面図	
	給湯設備系統図	
	照明設備機器表	
	照明設備平面図	
	昇降機設備機器表	
	昇降機設備平面図	
	各種自動制御図	
	その他機器表	
	各種計算書	
図書（住宅のみの用途に供する建築物又は建築物の部分）	空調設備機器表	正本 1 部・副本 1 部
	換気設備機器表	
	給湯設備機器表	
	照明設備機器表	
	共同住宅等における昇降機設備機器表	
	その他機器表	